

第26回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年7月14日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石黒かほる，恵美元子，嘉手苧拓也，伽羅谷美穂，窪木稔，倉部稲穂，佐藤加代子，菅原実，外山奈央子，三浦隆昭

（説明者）

松井刑事主任書記官，渡邊会計課長

（事務局）

住澤事務局長，佐藤民事首席書記官，宮城刑事首席書記官，大友事務局次長，鈴木総務課長，山方秋田検察審査会事務局長，星総務課庶務係長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「刑事事件において証人の負担を軽くするための措置について」

（ア）基調説明

松井刑事主任書記官が「刑事事件における証人の負担を軽くするための措置について」の概要を説明した後，関係する法廷等で，ビデオリンク方式や遮へい措置による証人尋問の実演見学を行った。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判所における障害を有する方に対する配慮について」

(ア) 基調説明

渡邊会計課長が「裁判所における障害を有する方に対する配慮について」の概要を説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者の発言)

- 1 刑事事件において証人の負担を軽くするための措置について（議事概要4の（4）のアの（イ））
 - 証人に対する遮へいの措置やビデオリンク方式による尋問の実施をする際に、音声処理をして声質を変えたりすることはないのか。せっかく遮へい措置等で被告人を目にすることがないようにしても、声質を変えないことが証言の妨げになるのではないか。
 - 音声処理を行うことまではしていない。被告人の防御権の問題や、音声処理をすることによって適切な心証を得ることができなくなることが考えられるためである。
 - 秋田地裁では平成26年からの3年間で、22人の証人が遮へい措置を採用したようであるが、採用した事案は全て女性の証人か。同期間にビデオリンク方式を採用した4人はどうか。
 - ビデオリンク方式を採用した証人は全員女性で、遮へい措置を採用した証人についても女性が多いが、男性証人に採用した事案もあった。
 - 遮へい措置やビデオリンク方式の採用は、希望があれば行うのか、あるいはこのケースはこちらの方が良いというようなことで採用するのか。
 - 法律的には、要件を備え必要性があれば裁判所の判断で採用することになるが、一般的な流れとしては、証人から検察官に申出があり、検察官から裁判所へその旨の通知がされる。
 - 検察官において証人と連絡を取り合い、証人がどのような希望を有しているのかを確認し、証人が希望する遮へい措置又はビデオリンク方式について、事案の内容に照らして配慮が相当と思われる場合は、相当と思われる方法について職権発動を促すための書面を裁判所に提出することになる。まれに職権発動が法律上困難と考えられる事案のときは、証人にその旨を説明するこ

ともあるが、そういう事案でも、遮へい措置等を希望する具体的な事情を詳しく聴いたりする中で、その事情に応じて裁判所に職権発動を促す書面を提出することが可能になる場合もある。必要な証言をきちんとしてもらうことが何より大切で、そのために心理的負担を少しでも軽減することが重要であると考えており、証人の要望に応じて申出していることが多い。

- 証人が、被告人とは同じ空気を吸いたくないとか、その場に一緒にいたくないなどの気持ちが強い場合は、ビデオリンク方式を希望するのか。あるいは事案の軽重に応じて使い分けるなど、遮へい措置とビデオリンク方式を選択する境目のようなものはあるのか。
- そのような境目があるわけではないが、一般的には性犯罪の被害者の場合はビデオリンク方式が多いのではないかと思われる。
- 法廷で遮へいされた証人席に座ってみたが、狭い上に被告人席と証人席がとても近いので、危険なセットだと感じた。仙台地裁で被告人が凶器を持ち込んだ件があったが、その後秋田ではボディチェックなどは実施しているのか。また法廷の広さは決まっているのか。
- 法廷の広さはいろいろであり、ほかの裁判所ではもう少し広い法廷もあるが、今回見学してもらった法廷が、秋田地裁では一番広い法廷である。証人と被告人との距離が近いと思われる場合には、被告人席の前に長机を置くなどの対応を検討する事件もある。

ボディチェックについては、留置されている被告人の場合は開廷前に拘置支所の職員がチェックしてから法廷に連れてきており、在宅及び保釈中の被告人は所持品検査を行って危険な物を持ち込めないようにしている。

- ◎ 仙台地裁の事件を契機に、秋田地裁でも、被告人が在宅及び保釈中の事件については、被告人に対し、開廷前に金属探知機を利用した所持品検査を実施している。大規模裁判所では、裁判所の入口で守衛等が一律に所持品検査を常時実施しているようだが、当地裁のような規模の裁判所では個別の事件ごとに対応している。

勾留中の被告人については、留置施設の刑務官が複数で対応してくれているが、危険性が高いと思われる事案では、留置施設とも連携して押送担当者を増員してもらい安全性の確保に努めている。

- 証人に対する負担軽減のためにいろいろな配慮をしていることが理解でき、気遣いをいただいている点についてはありがたい。遮へいされた証人席に座ったが、とても圧迫感があり事件とは何も関係がないのにドキドキした。自分だったらビデオリンク方式を選びたいと率直に思った。
- 性犯罪等の証言では、ほとんどの事案でビデオリンク方式を利用しているが、性犯罪等の事件数に比してビデオリンク方式の利用件数が少ない理由は、ビデオリンク方式を利用しない通常のやり方で証人尋問をするということではなく、調書を取り調べ、特に証人尋問をしない事例もあるからと考えている。
- 証人の負担軽減の措置として、家族等の付添いを含めて3種類あるが、同時に複数の措置を選べるのか。
- 可能である。同じ案件で3種類を採用するという場合もある。
- ◎ 検察官の場合、被害者への配慮をしながらも、真実を証言してもらうことも重要であり、そのあたりの苦労等も多いのではないか。
- 普通の人感覚として、積極的に証言したいという人は少ないのが実情である。やはり検察官や弁護士、また裁判所からも、根掘り葉掘り聞かれる可能性があり、心情は理解できるところである。そういう中でこのような制度があることは助かっており、具体的な事情を丁寧に聞き取って必要性を裁判所に伝え、検察官としてできるかぎり証人の意向に沿うように努力している。
- 被害者保護の要請は、刑事手続を全うするためにも必要な要請であると言えるが、弁護人の立場とすれば、被害者の方の証言内容と被告人の認識が異なる場合などは、被告人の防御権の観点から、証人には証言台に立って証言してほしいという要望があるということも御理解いただきたい。
- 性犯罪の厳罰化ということで、親告罪から非親告罪へ変わった中で、被害

者が訴えなくても裁判になり，被害者が証人として出たくなくても出てもらうケースが増えることになるのではないかという印象がある。

- 刑法の改正により，構成要件が変わり法定刑も上がって厳罰化され，また，親告罪が非親告罪になったものであるが，改正前においても告訴の必要がなかった強姦致傷罪などについて検察が被害者の意向に反して起訴をしてきたというわけではなく，今回の法改正の趣旨に鑑みても，被害者保護が第一目的であり，被害者のプライバシーを守ることを第一課題とし，最大限の配慮をして捜査活動等をしていかなければならないと考えている。今後も，被害者の意向に配慮しながら捜査活動や起訴をすることになり，証人の意向に全く反して出廷を求められるということは心配しなくてよいと考えている。

2 裁判所における障害を有する方に対する配慮について（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 障害を有する方の状態等に応じて，出張尋問や盲導犬を伴った審理への参加など，きめ細かい配慮がなされていることに感心した。発行している「研修ニュース」を見ても，職員が障害を有する方への具体的な対応等について研修していることがうかがえ，障害を有する方に優しく，障害を有する方が不利益にならないように配慮された裁判所を目指しているものと感じた。
- 先ほど裁判所の階段を利用したが，下りる方と上る方がすれ違う際に，片方にしか手すりがないので，どちらかが手すりを利用できないことになる。すれ違うときにもう一方の人も手すりを利用できるように，壁側に高低差のある手すりをつけたらどうか。
- ◎ 秋田地裁は昭和43年築の建物で，特に部屋等に通じる廊下や階段が狭い。御意見は，利用者に使いやすい施設のために，予算や順位等を含めた検討の材料にさせていただきたい。
- どちらかという身体的障害者への対応という視点での配慮と感じた。裁判所の対応要領には，障害について知的障害，精神的障害も定義されている

が、男女共同参画センターの施設にも、知的あるいは発達障害と思われる方が訪れることがあり、対応の仕方に苦慮する場合も多々ある。中でも暴力的な言動をとる方に対しては、警備の職員とも連携して対応しているが、とにかく「おはよう。」「こんにちは。」等、何を言われてもスタッフが常に相手に声をかけ続けるよう対応している。それでも逆に警察官を呼ばれることもあった。先天性の障害のある方、暴力やDV的な環境の中で生活してきた方などにも同様の傾向が見受けられ、その都度難しい対応を求められる。裁判所においても、知的・精神的障害を有する方に対する配慮について、研修のテーマとして考えてはどうか。

- ◎ 精神的障害を有する方に対する配慮については、目では見えにくいところもあり、とても大事な課題と思われる。さらに研修等で確認をしていく必要があると考える。
- 精神的障害を有する方に対する配慮と研修のほかに、在住外国人を相手にしている関係では、障害というより差別として、国籍や宗教、LGBTなどに対する課題がある。私が所属する組織は外国人を相手にしているので、日本語が通じないこともあり、「やさしい日本語」というものを活用している。これは阪神淡路大震災の際に、在住外国人が言葉が分からなくてうまく避難できなかつたり、情報を得ることができなかつた反省や経験を生かして考えられたものであり、外国人が分かりやすいように、日本語をより簡単な表現にし、文法を分かりやすくしたものである。外国人に対する手紙等には必ずこれを利用し、漢字には必ずふりがなを振っている。外国人だけでなく高齢者や障害を有する方にも非常に分かりやすいものになっているので是非活用してほしい。
- ◎ 裁判では、外国人への対応として通訳人を付したり、精神的障害を有する方には付添い等の活用をしている。
- 何らかの精神的障害を持っている人たちへの対応は、最適な権利擁護活動上に関わるものであり、弁護士会や各弁護士事務所にとっても一つの課題で

ある。ただ、対応は個々の弁護士の工夫に任せられており、組織での統一的な基準はない。ふいに裁判所へ相談に来る方への対応のあり方を参考にさせていただきたい。苦勞する例も多いと思われるが、どのような工夫をしているのか。また、マニュアル等はあるのか。組織としての共有はどうしているのか。

□ 基本的には手続き案内の場面での対応が一番難しいと思われ、特に本人等からの申告がないような場合にどうするのかということになる。そのために研修を行っており、また、内部的な対応として、このような場面に遭遇した場合はこういう配慮をするとよいというようなことを、一個一個事例を蓄積しているのが現状である。自らの対応経験のほかに、ほかの職員が経験した事例も経験値としてストックし、少しずつスキルアップを図っているのが現状である。蓄積は、本庁を含む秋田県内の裁判所の蓄積、仙台高裁管内の蓄積、全国的な蓄積もあると思うが、相談時においては、どこに着眼点を置いて相談する場合にこちらのセンサーが働くかということが一番大切であると思われる。そういう意味で蓄積と研修とでスキルアップを図っているというところである。

◎ 発達障害にもいろいろあり、直接外に現れない障害を持った方に対する対応には難しさがあり、配慮の仕方も一様ではないところがある。

○ 市民相談センターに来る方は、何か苦情があれば取りあえずセンターにとりあう方が多い。身体的障害と分かる方への対応はしやすくそれなりの配慮もできるが、取り付く島もないとか、最初から暴言を吐き怒鳴り込んでくる方もいる。また、話をしているうちに精神的な障害があるのかと感じる方も多し。このような方々に対する対応はどうすればよいのか、どんな研修をしたらよいのか悩ましいところである。事例を蓄積しているという話だったが、前の対応が次の方の対応に役立たないことも多々あり、職員に対してはどのような形で、どういう研修をするのか。

□ これまでの秋田地家裁の研修では、知的・精神的障害のある方に対する配

慮に関するものは取り上げてこなかった。今年度の研修計画の中では、知的・精神的障害者への配慮について、対応を自分で考える事例研究と精神的障害等について健康管理医に講義をしてもらうことを考えている。

- ◎ 司法研修所の裁判官を対象にした専門研修においては、研修項目として取り上げられていて、精神的障害者等を含む障害者への配慮の対応例等の記録をまとめ、裁判官ばかりではなく、裁判官以外の職員もアクセスできるようにしている。